

インターネット・ホットラインセンターにおける取組等

警察庁では、一般のインターネット利用者等から、違法情報等に関する通報を受け、警察への通報やサイト管理者等への削除依頼を行うインターネット・ホットラインセンター（IHC）の運用を行っています。

また、国外のウェブサーバに蔵置された児童ポルノについても、IHCが、各国のホットライン相互間の連絡組織であるINHOPEの加盟団体に対して削除に向けた措置を依頼するなど、国際的な連携による取組を推進しています。

IHCが令和3年中に受理した通報は40万5,572件で、このうち、4万1,944件が違法情報でした。また、IHCが削除依頼を行った違法情報2,206件のうち1,846件が削除されており、削除率は83.7%でした。

平成29年10月、神奈川県座間市において、SNS上に自殺願望を投稿するなどした者が、言葉巧みに誘い出された上、殺害される事件が発覚したことを受け、平成30年1月から、『不特定多数の者又は「死にたい」「自殺したい」等と自殺をほのめかしている者に対し、自殺の実行を「手伝う」「請け負う」等の表現が記載されている自殺関与の情報や、「一緒に死にませんか」「本気で死にたい人を募集しています」等、自己のみならず他者の生命身体に対して危害を加えることを含むような、他者の自殺を誘引・勧誘する表現が記載されている自殺の誘引・勧誘情報』（以下「自殺誘引等情報」という。）の処理をIHCの委託業務として追加しました。IHCにおいて自殺誘引等情報を受け取ったときは、IHCから直接サイト管理者等に削除を依頼するとともに、緊急を要する場合には、都道府県警察に通報しています。

IHCが令和3年中に自殺誘引等情報と判断した通報は2,611件で、削除依頼を行った2,199件のうち942件が削除されており、削除率は42.8%でした。

○インターネット・ホットラインセンター

URL <https://www.internethotline.jp/>

インターネット・
ホットラインセンター

